

第5章 国際知財制度研究会まとめ

I. はじめに

今年度の国際知財制度研究会では、国際的な枠組みにおける知的財産を巡る状況、二国間・地域的な経済連携協定における知的財産を巡る状況、及び各国における知的財産制度を巡る状況、並びに WIPO 及び WTO/TRIPS 理事会における議論の状況について、研究会委員やその他有識者の発表を踏まえつつ、議論を行った。本章では上記発表、議論も含め全体を振り返り、まとめにすることとしたい。

II. 国際的な枠組みにおける知的財産を巡る状況

TRIPS 協定と RTAs の TRIPS プラス条項の効力・適用関係については、TRIPS 協定の柔軟性に関する規定と RTAs の TRIPS-plus 条項との関係についての報告がなされた。委員会では TRIPS 協定で義務とされていないことは権利といえるのか、また権利であったとしても途上国が何かの見返りにその権利を放棄することは、条約交渉権限を持っている当事国には許されるのではという意見や、この問題は RTAs だけにかかわらず大きな問題であるため実質的な観点から議論を詰める必要があるとの意見がなされた。

知的財産制度関係の WTO 紛争事例では、2018 年 6 月に WTO パネルが豪州プレーンパッケージ規制を認める判断を示し、それに対して上訴している国もあるとの報告がなされた。委員会では、この事例が塩、砂糖等の他の商品に適用が拡大される可能性について議論がなされ、委員からは、この事例はタバコという特殊な商品の事例であり一般化すべきではないという意見もなされた。

医薬品特許を巡っては、豪州において、後発医薬品に対する仮差止が認められた後、本訴で判断が覆り、特許権者に対して仮差止により生じた先行医薬品と後発医薬品の薬価の差額について支払った保険料が政府に対する賠償の対象となることが認められる事例が発生したこと、また、マレーシアやコロンビアにおいて強制実施権の設定やその通告がなされる事例も見受けられるとの報告がなされた。委員会では、WHO からコロンビアに出状された強制実施権について触れたレターについて、WHO が WTO の紛争解決の場において当事者になることはないとしつつ、その間接的な影響力に関する議論がなされた。

移転価格税制については、我が国企業の事業活動がグローバル化することに伴い、非常に関心が高まっている状況下で、知的財産に関する移転価格税制の課題やそれに対応するためのモデル、また、各国の税制や国際課税ルールとのずれを利用することで課税逃れを行っている問題に対処するために策定された BEPS 行動計画への日本企業の対応について報告がなされた。委員からは、現地法人の立ち上げ当初は、会社規模が小さいため適切なライセンス料を設定できず、会社規模が大きくなった後にライセンス料を適切な設定に変更することを途上国の税務担当者から問題視され、日本と途上国の税務当局で綱引きになることがあるとの意見等があった。

標準必須特許（SEP）に関する国際的な議論の状況として、近年、第四次産業革命が進行する中、IoTの普及に伴い、様々なモノ（機器・企業・インフラ等）同士のつながりが増加しその為、これまで関係のなかった企業にも通信に関する標準（規格）とそこに組み込まれている特許の重要性が増しているところ、各国裁判所でのSEPに関わる判例の紹介の他、米国反トラスト局長がホールドアウトこそが問題であると発言した旨や、その後状況が変わってきている等の報告がなされた。委員からは、純粋な知財の問題ではなく競争法の問題となってきたとの意見や、1カ国の裁判所でグローバルライセンスを決めてしまうことにより様々な問題が生じる等の意見がなされた。

Ⅲ. 二国間・地域的な経済連携協定における知的財産を巡る状況

我が国経済連携協定における知財分野の条文を、①手続の簡素化・透明化 ②知的財産の保護強化 ③エンフォースメント強化に大別して概説した。特に、TPP11協定について凍結項目（TPP11協定における全体の凍結項目のうち、半数が知的財産に関する規定）も含め説明を加え、更に2019年2月から発効している日EU EPAについても全体像と知財章についての報告がなされた。

我が国が締結済のASEAN主要国とのEPA/FTA知財章の実効性に関する調査では、業界団体への質問票による問いかけ、企業へのヒアリングを通じてASEAN主要6カ国（シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン及びベトナム）において我が国の企業が課題と捉えている点を浮彫りにすべく、それら課題を上記①、②、③の分類に分けて整理した調査の報告がなされた。課題の代表例として、①ではデータベースの整備が不十分である点、公証義務があると言われる点等があり、②では特許出願の審査遅延等があり、③では水際措置において簡素で確実な模倣品の差止めがなかなかできないこと、同じく水際措置で意匠権が対象となっていない国が多いこと等が確認された。

EUの知財保護制度（立法の動向）については、1980年代以降の著作権法を始めとする域内加盟国の制度調和について、その後営業秘密等も含めた知財と産業の関連性について検討し、また期限が近づいているにも関わらず方向性の見えないBREXITについても報告・検討がなされた。委員からは、EUの知財保護制度については、BREXITでハードランディングした場合について法律問題の議論を進めるべきとの意見等があった。

Ⅳ. 各国における知的財産制度を巡る状況

シンガポール、マレーシアについての営業秘密保護法制度、及び水際措置制度に関する情報を、公開情報調査に加えて海外法律事務所への質問票調査を実施した。シンガポールにおいては水際措置に関しては、2018年の7月に新たに知的財産水際措置法（IPBE Act）が議会承認され、今後この法律の施行とともに、水際措置の対象となる知的財産権が従来の商標権、著作権から意匠権（申立てのみ）と地理的表示にも拡大されることが新たに確認された。また、中継貿易等に用いられる自由貿易区においては、税関が知的財産

侵害品に対する執行機関であるとしながらも実効が上がっていない実態も再確認された。委員からは、模倣品を積んだ船がいつ来るかなどを権利者側が税関当局に詳細情報を伝えないと差し止めることができないなどの実効性の問題点に関する意見等があり、模倣品対策は実行面からすると厳しい国が多く FTA 交渉などに期待するとの意見もなされた。

デジタルコンテンツ分野における国際的な知財保護に関しては、海賊版サイトの侵害品の現状とそれに対して法整備の議論が続いていたサイトブロッキング問題の報告等があった。委員会においては、近年 海賊版サイトが小型化、巧妙化し、対策が難しくなってきたことに関する議論がなされた。

知財制度に関する通商措置の分析に関しては、中国に対して米国通商法 301 条措置が 2018 年から発動したこと等を踏まえ米中間の対立を中心にその法的な側面からの解釈について報告がなされた。

V. WIPO 及び WTO/TRIPS 理事会における議論の状況等

WIPO や WTO/TRIPS 理事会における公衆衛生や地球環境、生物多様性、人権等を根拠として知財保護の弱体化につながる議論がなされている。このような状況の中で、知財保護の実効性に関する政策的な議論や各国の立場等を注視し、現状把握を行い必要な検討を進めることを目的として、WIPO 遺伝資源等政府間委員会 (IGC) における議論の状況、及び世界知的所有権機関 (WIPO) における著作権関連の最近の動向について報告がなされた。また、TRIPS 理事会における議論の動向、及び TRIPS 協定に関連する紛争案件等についても報告がなされた。

VI. むすび

近年、経済のグローバル化や情報社会の進展は著しく、知的財産（権）の国際的な保護の重要性はますます大きくなってきている。かかる状況で、TRIPS 協定をはじめとする多国間条約や二国間経済連携協定のみならず、各国の法制度の動向、新たな国際的紛争解決手続の枠組み及び適切な知財法制度の執行、及びそれらの実態に関して、絶えず新たな動向を注視して情報を収集し、検討を続けていくことは重要なことである。今後もその重要度は増しこそすれ減るものではないので、知的財産制度の国際的側面について、継続的に調査を続けることが期待される。